平成２１年（フ）第２１２号
鳥取県米子市車尾５丁目４番35号
債務者　加藤真由美
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２１８号
鳥取県米子市夜見町2952番地８
債務者　朴　　仁皓
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２２１号
鳥取県米子市大谷町140番地１　Ａ号
債務者　富村　義昭
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２２４号
鳥取県米子市皆生新田３丁目19番25号301号
債務者　森田　耕三
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２２５号
鳥取県米子市皆生新田３丁目19番25号301号
債務者　森田　明美
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２２７号
鳥取県米子市永江260番地県住54―２―368号
債務者　原田　里美
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２２０号
松江市山代町614番地２　宝谷アパート９―946
債務者　伊藤　令子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１８２号
広島県世羅郡世羅町大字西上原1169番地２
債務者　在間　英美
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１８８号
広島県尾道市向東町3582番地１　ファミール中司Ｄ―203
債務者　潮屋　敦師
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第３０４号
山口県下関市栄町10番10―610号　ダイアパレス栄町
債務者　中村由美子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３３８号
山口県下関市清末中町１丁目４番19号
債務者　中本　　忠
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３６０号
山口県下関市豊浦町大字厚母郷978番地７、前住所山口県下関市豊浦町大字川棚3913番地４
債務者　福本　盛光
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３７０号
山口県下関市大字石原134番地９
債務者　村田　孝治
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第６８９号
愛媛県松山市余戸東５丁目17番26号　メゾン余戸東103号
債務者　今津　史貴
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６９１号
愛媛県松山市太山寺町903番地15
債務者　竹内　里美
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７０１号
愛媛県松山市和泉北２丁目11番21号
債務者　坂本　大介
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７０５号
愛媛県伊予郡松前町大字筒井1260番地　江川団地416号
債務者　加藤　十卽
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
松山地方裁判所